

令和8・9年度 阿久根市建設工事入札参加資格における格付区分

阿久根市建設工事入札参加資格等に関する要綱（平成19年告示第137号）第4条第1項に規定するその他別に定める基準のうち格付区分について、次のとおり定める。

- 1 総合点数を用いて、次の基準により格付を行う。
ただし、土木工事及び建築工事のA級については、総合的な施工能力を重視する必要があることから、総合点数だけではなく、経営事項評価点数も条件とする。
- 2 昇格・降格は、上下2段階止まりとする。
- 3 前回格付以降の新規入札参加資格申請者は、最下位の格付区分に格付する。

格付区分	土 木	建 築	電 気	管	ほ 装	造 園	水道施設
A	1200 以上 かつ 経営事項評 価点数 890 以上	1100 以上 かつ 経営事項評 価点数 800 以上	1050 以上	1000 以上	910 以上	870 以上	900 以上
Ⓑ	1090 ～ 1199	1040 ～ 1099	980 ～ 1049	920 ～ 999	850 ～ 909	730 ～ 869	770 ～ 899
B	1020 ～ 1089	980 ～ 1039	910 ～ 979	870 ～ 919	800 ～ 849	580 ～ 729	660 ～ 769
Ⓒ	950 ～ 1019	870 ～ 979	790 ～ 909	820 ～ 869	750 ～ 799	430 ～ 579	560 ～ 659
C	800 ～ 949	740 ～ 869	789 以下 及び 新規申請者	819 以下 及び 新規申請者	749 以下 及び 新規申請者	429 以下 及び 新規申請者	559 以下 及び 新規申請者
Ⓓ	720 ～ 799	650 ～ 739	—	—	—	—	—
D	719 以下 及び 新規申請者	649 以下 及び 新規申請者	—	—	—	—	—